

本庁各課（室）長 }
各地方機関の長 } 殿

総 務 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等の全部改正について（通知）

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等については、令和2年4月7日付け人第9号及び令和2年4月22日付け人第26号で通知（以下「前回通知」という。）しているところですが、その後の状況変化等を踏まえ、下記のとおり全部改正しましたので、適切に対応願います。

なお、この対応については、今後も状況変化に応じて、見直すことがありますので承知願います。

記

1 感染が疑われる職員が発生した場合の対応について

感染が疑われる職員が発生した場合の対応については、別添のとおりとします。

なお、前回通知からの主な改正点は以下のとおりです。

<主な改正点>

- (1) 検査には、抗原検査などPCR検査以外の検査も含めた。
- (2) いわゆるクラスター以外でも、自治体から感染リスクの高い施設等を利用した者に対して相談・検査を呼びかける場合もあることから、このケースも含めることとした。また、相談の結果、検査が不要と判断された場合の自宅待機の扱いを変更（待機継続→待機解除）した。
- (3) 同居家族以外の者を要因として保健所から濃厚接触者と判定された場合を追加した。また、濃厚接触者に対する検査対応方針の見直しを受け、自宅待機から検査までの流れを変更した。
- (4) 感染疑い職員が検査で陰性判定となった場合の待機継続等の扱いを類型別に明記した。

2 人事課への報告について

(1) 報告の概要について（前回通知から変更なし。）

職員※又はその同居する家族等が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、所属長は、別紙様式により各部局主管課を経由して人事課人事管理班あて速やかに報告すること。

※ 職員には、一般職員のほか、自治法派遣職員、任期付職員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員を含みます(以下同じ。)

(2) 報告時期等について（前回通知から表現は変更となっていますが、感染が疑われる類型の内容は概ね同じです。）

感染が疑われることが判明した場合、できるだけ当日中に、遅くとも翌日午前中には必ず報告願います。また、下表の感染が疑われる類型のそれぞれにおいて、下表の②以降の時点で報告書の記載内容を更新のうえ、改めて人事課人事管理班あてに提出をお願いします。

なお、下表において、「検査」とは、PCR検査のほか、抗原検査など、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を判断する検査をいいます。

記号	感染が疑われる類型	報告時点
A	職員及び同居家族等が検査の対象となった場合	① 検査対象となった時点 【初回】
		② 検査結果が出た時点 ※ <u>検査結果は速やかに電話で報告願います。</u> ③-1 ②の検査結果で陽性となり、その後治癒した時点 ③-2 ②の検査結果で陰性となったものの、保健所の指示で自宅待機となった場合は、自宅待機終了時点

B	職員が「自治体が公表した感染リスクが高い施設」に、当該感染が発生したとされる時期にいた場合	① 左記に該当することが判明した時点【初回】
		② コールセンターに相談の結果、検査が不要と判断され、自宅待機が終了した場合、出勤した時点 ※ 検査が必要と判断された場合、Aの「検査の対象となった場合」の欄に従う。
C	「感染が疑われる職員」と接触した職員に自宅待機を指示した場合	① 自宅待機を指示した時点【初回】
		② 自宅待機を解除した時点
		③ 保健所の疫学調査の結果、濃厚接触者以外と判定された時点 ※ 濃厚接触者と判定された場合は、Dの「職員が保健所から濃厚接触者と判定された場合」の欄に従う。
D	職員が保健所から濃厚接触者と判定された場合	① 疫学調査の結果、濃厚接触者と判定された時点【初回】
		※ 濃厚接触者と判定後、検査の対象となった場合は、Aの「検査の対象となった場合」の欄に従う。

※ 報告するタイミングについては、別添「参考資料」にA①といった形で表示していますので参照いたします。

3 その他

所属職員に対して、改めて下記の点を周知するとともに、職員の感染予防と業務継続の両立に向け、執務室内の分散に加え、時差勤務、在宅勤務、Web会議など「働き方の新しいスタイル」を積極的に活用し、感染リスクの低減に努めるようお願いします。

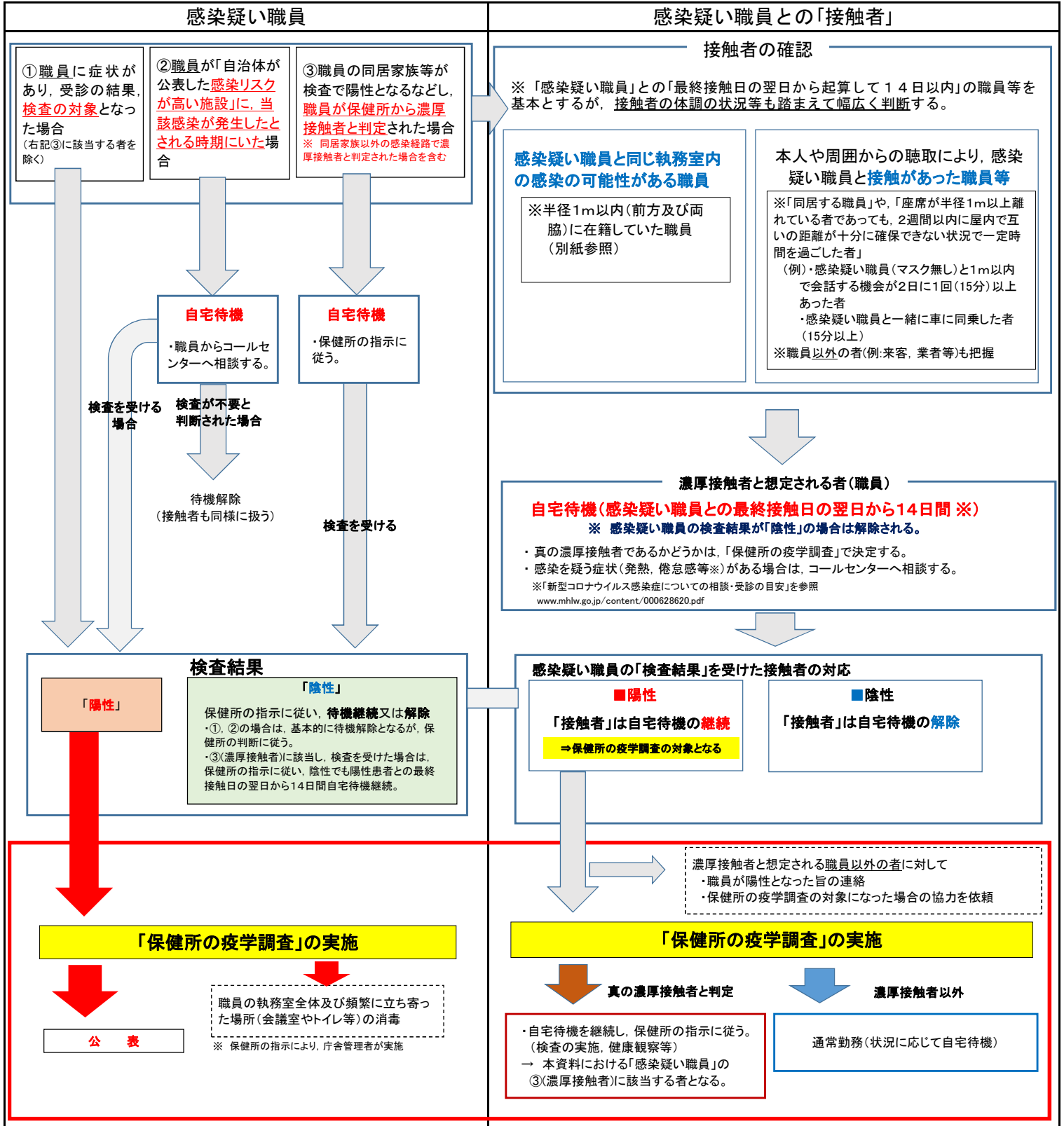
- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は速やかに管理監督者に申し出ること。
- (2) 公務運営に支障が生じない範囲内で時差勤務制度、休憩時間の変更を活用すること。
(令和2年4月20日付け人号外「新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について（通知）」を参照願います。)
- (3) 一般的な衛生対策として、石けんやアルコール消毒液での手洗い、うがい、咳エチケットに心がけること。特に窓口等県民に接する職員については、マスクの着用に努めること。

担当：人事課 人事管理班 電話：022-211-2226 担当：人事課 給与制度班 電話：022-211-2228
--

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応について

令和2年8月31日時点

(知事部局の所属)



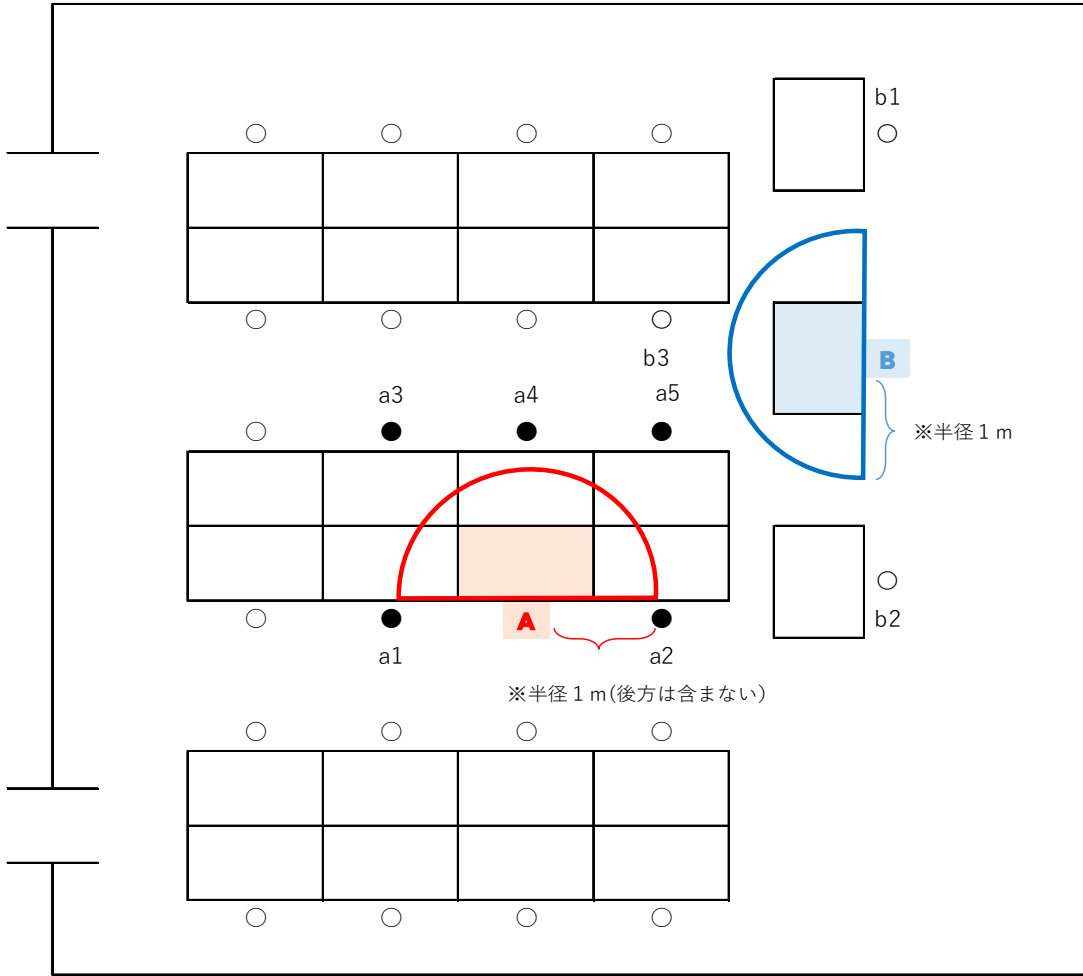
※ 本資料において、「検査」とは、PCR検査のほか、抗原検査など、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を判断する検査をいう。

濃厚接触者の定義(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年4月20日版)より)
 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間(発症前2日前から隔離開始まで)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)

自宅待機職員の判定例

< 執務室イメージ >



●…「感染が疑われる職員」が発生した時点で、即帰宅・自宅待機となる職員

(例) 職員 A の場合…a1～a5の職員が自宅待機

職員 B の場合…自宅待機職員はいない

< その他（患者発生に備え平時からできること） >

- ・ 執務室内をこまめに換気する（1～2時間に1回、5～10分）…例えば時間を決めて換気する
- ・ 職員一人一人が体調管理に努める
- ・ 感染拡大地域への不要不急の外出は控える
- ・ 3つの密は控える（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面）
- ・ 家族で感染の疑いがある者がいる場合は、所属に報告の上、出勤を控える
- ・ 手洗いを徹底する

新型コロナウイルス感染症に係る罹患等状況報告書

令和 年 月 日

総務部人事課長 殿

《各部局主管課経由》

所属長名

(公 印 省 略)

職員等の罹患等の状況について、次のとおり報告します。

職・氏名		職員番号	
班名等			
感染が疑われる者		職員本人	
		職員と同居する家族等（続柄等）	
		同じ所属の職員など（接触者として報告する場合）	
感染が疑われることとなった経緯			
職員の現時点の状況等			
他の職員の健康状態及び感染予防策			
検査の結果	※初回報告時は記入不要。検査結果が出た場合に記入し、改めて提出願います。 ○検査日 令和 年 月 日 ○検査結果 陽 性 ・ 陰 性		
治癒の状況	※初回報告時は記入不要。治癒となった後に記入し、改めて提出願います。 ○治癒と判断された日 令和 年 月 日 ○治療の経過 ○職場復帰予定日 令和 年 月 日		

※ 複数名の接触者に対して自宅待機を指示した場合は、まとめて記入しても差し支えない。

※ 「検査」とは、PCR検査のほか、抗原検査など、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を判断する検査をいう。

新型コロナウイルス感染症に係る罹患等状況報告書

令和 年 月 日

総務部人事課長 殿

《各部局主管課経由》

所属長名 ○○○部 ○○○○○課長
(公 印 省 略)

職員等の罹患等の状況について、次のとおり報告します。

職・氏名	主事 ○○ ○○	職員番号	○○○○○○○○○○
班名等	○○○○班		
感染が疑われる者	○	職員本人	
		職員と同居する家族等（続柄等）	
		同じ所属の職員など（接触者として報告する場合）	
感染が疑われることとなった経緯	○月○日 東京都太田区へ出張 ○月○日 出張から戻ってきた後、37℃以上の高熱が続いたため、□□□病院を受診の結果、PCR検査の対象となった。		
職員の現時点の状況等	○月○日 PCR検査の結果待ち。現在、自宅療養中（病気休暇取得）。 ・熱は、○月○日○時○○分時点で、36.5℃。体に軽い倦怠感あり。 ・同居する家族とは、別部屋にて療養中。 ・現時点で家族に体調不良は見られていない。		
他の職員の健康状態及び感染予防策	・隣接する座席の3名に自宅待機を要請。現在、全員症状なし。 ・その他の職員に関しても体調に異変等は見られていない。 ・職員に対し、手洗い、咳エチケット等の徹底と、体調不良の場合は早期の休暇取得を指示。		
検査の結果	※初回報告時は記入不要。検査の結果が出た場合に記入し、改めて提出願います。 ○検査日 令和 年 月 日 ○検査結果 陽性・陰性		
治癒の状況	※初回報告時は記入不要。治癒となった後に記入し、改めて提出願います。 ○治癒と判断された日 令和 年 月 日 ○治療の経過 ○職場復帰予定日 令和 年 月 日		

※ 複数名の接触者に対して自宅待機を指示した場合は、まとめて記入しても差し支えない。

※ 「検査」とは、PCR検査のほか、抗原検査など、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を判断する検査をいう。

人事課への報告時期について

(知事部局の所属)

